

## 2. 理事の職務権限規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、麻生商店街振興組合（以下「組合」という。）の定款第27条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、商店街振興組合としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規約、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

### 第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 理事のうち、1名を理事長とし、2名を副理事長、1名を専務理事とする。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

- 2 副理事長は、前項に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、理事長及び副理事長を補佐し、本組合の常務を執行する。

2 専務理事は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、副理事長の職務を執行する。

### 第3章 補 則

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(別表)理事の職務権限

| 項目               | 職務権限                                          |                                                    |                                                            |
|------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
|                  | 理事長                                           | 副理事長                                               | 専務理事                                                       |
| 役割               | ◎代表理事として当組合を代表し、その業務を執行<br>◎理事会を招集し、議長として主催   | ◎代表理事として理事長を必要に応じ代行、当組合の業務を分担執行<br>◎理事長の事故時等の職務執行  | ◎代表理事として理事長、副理事長を必要に応じ代行、当組合の業務を分担執行<br>◎理事長、副理事長の事故時の職務執行 |
| 事業全体統括・指揮        | 組合全体の統括・指揮・全体方針・事業計画・予算、事業報告・決算各案の承認・決定(理事会前) | 事務局業務執行の検証・監督、評議員会・理事会対応、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の策定 | 事務局業務執行の検証・監督、評議員会・理事会対応、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の策定         |
| 渉外一般             | 当組合の代表として行う                                   | 分担執行の代表として及び日常業務での折衝                               | 分担執行の代表として及び日常業務での折衝                                       |
| 内部統制             | 重要事項を承認・監督し、統括する                              | 分担執行の範囲内において<br>◎左記以外の承認・監督<br>◎各部長を通じ、事務局業務の監督・統括 | 理事長・副理事長の補佐は専務理事                                           |
| 対外的会合            | 当組合の代表として必要な場合                                | 左記以外で代表として必要な場合                                    | 左記以外で代理として必要な場合は事務局長                                       |
| 事業全体統括・指揮        |                                               |                                                    |                                                            |
| 中長期戦略策定          | 基本方針の確定、理事会承認取り付け                             | 基本方針策定                                             | 基本方針案策定は事務局長                                               |
| 年度事業計画・予算策定・予算執行 | 年度予算策定並びに執行責任者                                | 年度予算策定執行                                           | 年度予算策定執行                                                   |
| 年度事業報告・計算書類      | 事業報告・決算書類の確定                                  | 事業報告・決算書類策定                                        | 事業報告・決算書類案策定                                               |

|               |             |           |        |
|---------------|-------------|-----------|--------|
| 評議員会・理事会      | 主催及び報告      | 主催及び報告    | 主催及び報告 |
| 個別渉外          |             |           |        |
| 対外的提言活動       | 統括主管        | 統括補佐      | 統括補佐   |
| 対官公庁対応        | 法人の代表として必要時 | 必要時       | 必要時    |
| 対会員対応         | 法人の代表として必要時 | 必要時       | 必要時    |
| 対メディア         | 法人の代表として必要時 | 渉外主管      | 渉外主管   |
| 弁護士・税理士等      | 法人の代表として必要時 | 渉外主管      | 渉外主管   |
| 金融機関          | 法人の代表として必要時 | 必要時       | 必要時    |
| 他団体ネットワーク関連   | 法人の代表として必要時 | 必要時       | 必要時    |
| 内部統制・マネジメント   |             |           |        |
| 経営会議          | 統括主管        | 統括補佐      | 統括補佐   |
| 専門委員会         | 必要に応じ統括主管   | 統括主管      | 統括主管   |
| 訴訟の当事者となる事象   | 統括主管        | 統括補佐      | 統括補佐   |
| 日常業務事項        |             |           |        |
| 稟議書決裁         | 統括主管        | 統括主管      | 統括補佐   |
| 経費支出決裁        | 必要に応じ統括主管   | 統括主管      | 統括補佐   |
| 外部との書面契約に伴う支出 | 統括主管        | 統括主管      | 統括補佐   |
| 押印簿承認         | 必要に応じ統括主管   | 必要に応じ統括主管 | 統括補佐   |
| 重要な職員採用・任命    | 統括主管        | 統括補佐      | 統括補佐   |
| 職員関連教育及び研修    | 必要に応じ統括主管   | 必要に応じ統括主管 | 統括補佐   |
| 役員含む厚生福祉      | 統括主管        | 必要に応じ統括主管 | 統括補佐   |

|                   |      |           |      |
|-------------------|------|-----------|------|
| に関する事項            |      |           |      |
| 金融機関口座設定<br>および廃止 | 統括主管 | 必要に応じ統括主管 | 統括補佐 |
| 対外的公的文書発信         |      |           |      |
| 特に重要なもの           | 統括主管 | 統括主管      | 統括補佐 |
| その他               |      | 必要に応じ統括主管 | 統括補佐 |
|                   |      |           |      |